

## 南風原町職員に対する懲戒処分等の公表

南風原町職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱第2条の規定により公表する。

### 処分内容

- (1) 所属部局名：経済建設部
- (2) 職員の格付：班長
- (3) 職員の年齢：56歳
- (4) 性別：男
- (5) 処分内容：減給10分の1 3ヶ月
- (6) 処分年月日：令和2年4月17日
- (7) 処分に至った事実の概要

平成27年度に発注した造成工事において、不適正な事務処理により擁壁の一部に沈下が発生し、契約を解除した際の支払残金とその利息の支払いを求められた訴訟で、和解金を支払うこととなり、さらにその擁壁の沈下等に伴う再築工事費用等を支出する事態を招いた

令和2年4月17日

南風原町長 赤 嶺 正 之